

財務省告示第二百七十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年五月三十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行価格
利付国庫債券（五年）（第三十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で三千三百五十一億円	三千万円	六千万円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年五月三十一日 額面金額百円につき九十九円九十六銭

十一
十二

利率
の経過
払込み

年〇・六パーセント
年々金資運用基金理事長は、
年々金資に追加、次の算式により
払出しした金額を第十八号に規定
する。払込みに払い込むものとす

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{72}{365}}$$

十三

初期
利率

平成十六年九月二十日を
支払期とし、次の算式により
金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次の号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六ヶ月間に属す
利率を支払う。平成十六年三月二十
日
償還金額
元利金の支払額
払込場所
平成十六年五月三十一日

十五
十六
十七
十八

償還
償還
元利金
払込
払込
払込